

工事・作業許可申請の手引き



〒737-0029

呉市宝町 9-25

呉海上保安部交通課

☎0823-22-0999

呉駅から 1.0km

(徒歩約 15分)

呉港フェリー発着場から 0.8km

(徒歩約 12分)

令和 8 年 2 月

呉海上保安部 交通課

呉海上保安部 港長業務

URL : <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/kure/kouchou.html>



目 次

第1	工事・作業と適用法令	
1	概説	3
2	海域と適用法令	3
3	工事・作業実施者に対する法的制限等	4
第2	留意事項	
1	事務取扱時間	5
2	審査基準及び標準処理期間	5
3	書類作成	5
4	申請	6
5	許可書の取扱い等	7
第3	港則法	
1	概説	8
2	適用港・特定港	8
3	港の区域	9
4	特定港における規制等	1 1
第4	工事・作業	
1	工事・作業許可、届出	1 2
2	申請書記入要領	1 5
3	磁気探査・警戒船配備等	1 7
第5	その他	
1	行事許可	2 2
2	海上交通安全法に基づく工事・作業許可、届出等	2 4
3	水路業務法に基づく工事届	2 6

第1 工事作業と適用法令

1 概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律は「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の3つの法令から成り立っています。

海上で行われる工事、作業、行事といった行為は、工作物の設置、地形・水深の変化、作業船舶の錨泊・係留、不規則な航行等、通常の船舶交通を阻害する形態で行われることから、工事・作業を行う場合は、それぞれの法令で、許可、届出等が義務づけられており、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。

一般的には、工事・作業を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標識の設置、標識の掲揚、警戒船の配備、関係者に対する周知等の安全対策を施すことにより、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

したがって、許可申請、届出等に際しては、これらのことに留意して申請書等の書類を作成して下さい。

2 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事等を行う場合の適用法令は、次のとおり、その海域により適用される法令が異なり、様式、宛先等も定められています。

海 域	適用法令と条文	書類様式	宛 名
特定港又は特定港の境界付近	港則法第31条第1項 (行事は同第32条)	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用港又は港の境界付近	港則法第31条第1項 港則法第45条	許可申請	海上保安部長 (海上保安署長経由もある)
海上交通安全法の航路又は航路周辺海域	海上交通安全法 第40条第1項	許可申請	管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法 第41条第1項	届出	管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)

3 工事・作業実施者に対する法的制限等

許可申請、作業届等の提出者に対しては、海上交通の安全を確保するため次のような制限を行う場合があります。

対象となる適用法令	制限の内容	法的根拠
港則法関係	許可にあたっての必要な措置の命令	港則法 第31条第2項
海上交通安全法関係 (許可対象)	許可にあたっての必要な条件の付加 許可条件の変更、新たな条件の付加 許可の取り消し、許可の効力の停止	海上交通安全法 第40条第3項 第40条第4項 第40条第5項
海上交通安全法関係 (届出対象)	当該行為の禁止、制限、必要な措置の命令	海上交通安全法 第41条第2項
海上交通安全法関係 (許可・届出対象)	違反行為者に対する措置命令 ・工事、作業の中止 ・工作物の除去、移転、改修等	海上交通安全法 第42条

第2 留意事項

1 事務取扱時間

(1) 平日（月曜日～金曜日）

午前8時30分から午後5時00分

(2) 閉庁日

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 担当課

呉海上保安部 交通課

住所 〒737-0029

呉市宝町9番25号 呉港湾合同庁舎

電話（0823）22-0999（FAX）（0823）26-0116

※ 事故防止や二次被害防止などの緊急案件に該当する場合は、適宜対応いたしますのでご相談下さい。

2 審査基準及び標準処理期間

港長等は、行政手続法に則り、港則法、海上交通安全法の規定による各種許可、届出に対する審査基準及び標準処理期間を定めて窓口で閲覧できるようにしていますので、許可申請等を行う場合の参考にして下さい。

3 書類作成

港則法に基づく工事・作業許可申請書類の作成、取扱いについて、一般的な事項は次のとおりです。

(1) 申請用紙の販売は、されていませんので、申請者が所定様式（工事作業許可申請の手引き【様式編】及び【資料編】参照）に沿って、日本産業規格A列4番（A4サイズ）、左とじ、横書きで作成のうえ提出して下さい。

各様式（ワード版、PDF版）は、呉海上保安部ホームページからダウンロードできます。

(2) 記入は、黒色のインク又はボールペンで記入し、パソコン等を使用する場合は、黒色のインクを使用して下さい。

なお、熱転写式、感熱式等、変色のおそれがある用紙類は使用しないで下さい。

(3) 提出部数は、港則法に基づく申請は1部、海上交通安全法、水路業務法に基づく申請は2部提出して下さい。

(4) 提出日は、和暦又は西暦で記入し、宛名は次のとおりとして下さい。

呉港内（呉区、広区、仁方区）の場合 ➡ 呉港長

呉港以外の港則法適用港 ➡ 呉海上保安部長

海上交通安全法 ➡ 第六管区海上保安本部長

（呉海上保安部長経由）

(5) 申請者氏名欄は、法人にあつては名称、責任者の職・氏名、個人にあつては、氏名を記入して下さい。（押印は不要です。）

(6) 図面等を添付する場合は、作業区域、施行区域、標識位置等の状況が分かり易いように、説明書き、着色する等して下さい。

(7) 変更が生じる場合は、別様式の「工事・作業変更許可申請書」又は「変更届」により、事前に変更手続きを行って下さい。

許可期間を経過すると許可の効力が失効し、再申請となりますのでご注意ください。

4 申請

工事・作業の許可書、行事の許可書、工事・作業の届出書については、窓口、郵送による提出のほか、新国土交通省システムによる手続きが可能となるまでの暫定措置として、令和4年3月1日以降、「電子メール」による手続きが可能となりました。

ただし、電子メールでの申請を希望される場合は、呉海上保安部交通課航行安全係（電話：0823-22-0999）への事前連絡が必要です。

なお、許可書の交付は、これまでどおり窓口又は郵送（要返信用封筒）となります。

その他、電子メールでの手続きが可能となった申請等は、次のとおりです。

- ※ 修繕届（港則法第 7 条第 1 項）
 - ※ 船舶の係船届（港則法第 7 条第 1 項）
 - ※ 修繕等の船舶に対する停泊場所の指定願（港則法第 7 条第 2 項）
 - ※ 添付書類の提出を伴う危険物の荷役の許可（港則法第 22 条第 1 項）
 - ※ 添付書類の提出を伴う危険物の運搬の許可（港則法第 22 条第 4 項）
 - ※ 私設信号の使用許可申請（港則法第 28 条）
 - ※ 工事・作業許可申請（港則法第 31 条）
 - ※ 行事許可申請（港則法第 32 条）
 - ※ 進水・入出きょ届（港則法第 33 条）
 - ※ 竹木材の水上への荷卸し、いかだ運行又はいかだけい留の許可申請（港則法第 34 条）
 - ※ 入出港届の省略（港則法施行規則第 2 条第 3 号）
 - ※ 入出港届省略許可申請（港則法施行規則第 21 条第 1 項）
 - ※ 係留施設使用届省略許可申請（港則法施行規則第 21 条第 1 項）
 - ※ えい航の際の制限に従わないこと等の許可申請（港則法施行規則第 21 条第 2 項）
 - ※ 工事・作業・工作物の設置許可申請（海上交通安全法第 40 条第 1 項）
 - ※ 工事・作業・工作物の設置の届出（海上交通安全法第 41 条第 1 項）
 - ※ 航路航行義務の適用除外の申請（海上交通安全法施行規則第 3 条）
 - ※ 緊急船舶の指定・書換・再交付の申請（海上交通安全法施行規則第 16 条、第 18 条及び第 19 条）
 - ※ 進路警戒船等の指定・再交付の申請又は変更等の届出（進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示第 3 条、第 7 条及び第 9 条）
- 上記以外の手続きは、NACCS 若しくは、窓口で申請をお願いします。

郵送申請時の注意事項

①届出の到着期日

審査の関係上、工事・作業に着手する 30 日前までに必ず到着するように投函して下さい。

②郵送の要領

- ・封書に同封書類の種類、連絡先、担当者の氏名を明記して下さい。
- ・あて先は「呉海上保安部交通課航行安全係」と明記して下さい。

③許可書等の交付

交付を郵送で希望される場合は、A4 サイズの三つ折りが入る大きさ（角 3 号封筒等）の封筒に 110 円切手を貼付し、上記あて先へ事前に送付をお願いします。（申請時に同時送付でも可）

④来部の要請

許可書、届出書の内容に不備がある場合、あるいは指導及び説明が必要な

場合は、来部をお願いすることがあります。

メール申請時の注意事項

- ①必ず、呉海上保安部交通課航行安全係あて事前連絡して下さい。
- ②事前連絡の際、お伝えする事項を遵守のうえ申請して下さい。

郵送及びメールでの申請等に関するお問い合わせは次のとおりです。

呉海上保安部 交通課

〒737-0029

広島県呉市宝町9番25号

電話0823-22-0999

5 許可書の取扱い等

- (1) 許可書は、許可を受けた行為の行われている現場に必ず携行して下さい。
- (2) 許可を受けた者は、許可の内容、許可条件、港長の指導事項等を現場の関係者に必ず周知して下さい。

第3 港則法

1 概説

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整理整頓を図ることを目的に昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

海上交通ルールを定めた法律は、他に海上衝突予防法、海上交通安全法がありますが、港則法は海上衝突予防法の特別法として、港の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規であり全国的な統一が図られています。

なお、同法は、港内の海上交通取締り法規でもあることから、罰則規定もありますので、十分ご注意ください。

同法には、次のような事項が定められています。

- (1) 船舶の入出港及び停泊に関すること。
- (2) 航路及び航法に関すること。
- (3) 危険物の荷役及び運搬に関すること。
- (4) 水路の保全に関すること。
- (5) 灯火、信号及び私設信号に関すること。
- (6) 工事等の許可、船舶交通の制限等に関すること。
- (7) 竹木材荷役に関すること。

2 適用港、特定港

港則法の適用港は、同法第2条に基づき政令で定められており、現在、全国で500港ありますが、このうち、喫水の深い船舶や外国船舶が常時入港する港を

「特定港」と定めており、全国で87港が指定されています。

(令和5年5月1日現在)

特定港においては、国の執行機関として港長を配して、法の目的を達成するために届の受理、停泊場所の指定、危険物荷役や工事・作業の許可等の事務を行っています。

広島県下の適用港は、福山港、尾道糸崎港、忠海港、竹原港、安芸津港、呉港、広島港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鮎崎港、木ノ江港御手洗港、大西港、蒲刈港及び厳島港の18港で、そのうち特定港は、福山港、尾道糸崎港、呉港及び広島港の4港です。

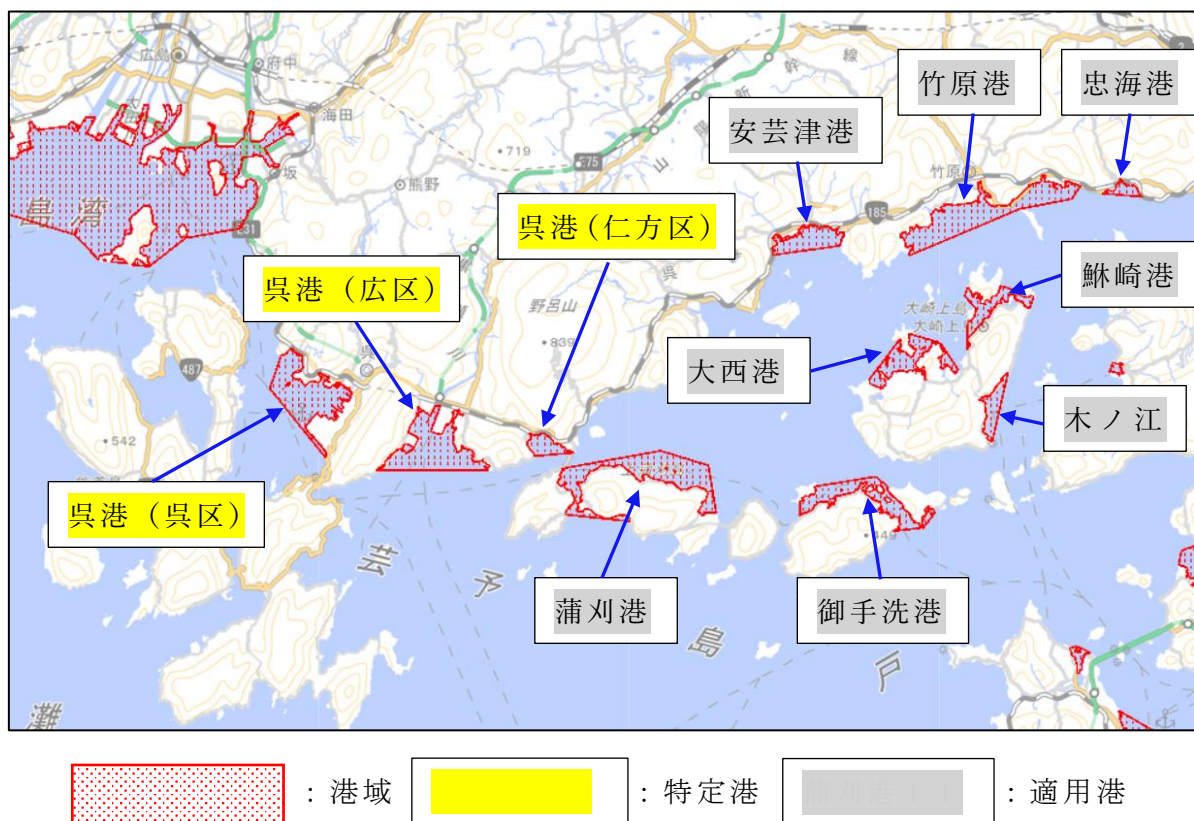
なお、呉海上保安部交通課が港則事務を取り扱う港は、呉港(呉区、広区、仁方区)、忠海港、竹原港、安芸津港、鮎崎港、木ノ江港、御手洗港、大西港及び蒲刈港の9港で、その区域は次表及び図1のとおりです。

3 港の区域(港域)

呉港	豆倉鼻から199度1, 800メートルの地点まで引いた線、同地点から141度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫埼から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに犬戻ヶ鼻から265度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
忠海港	猿ヶ鼻から大谷鼻(北緯34度19分48秒 東経133度22秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
竹原港	太郎ヶ鼻(北緯34度18分9秒 東経132度52分27秒)から阿波島源氏ヶ鼻(北緯34度19分27秒 東経132度56分12秒)まで引いた線、同地点から80度2, 750メートルの地点まで引いた線、同地点から観喜山三角点(263メートル)(北緯34度20分29秒 東経132度58分35秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安芸津港	風早三角点(296メートル)(北緯34度18分4秒 東経132度46分59秒)から木谷三角点(138メートル)(北緯34度18分32秒 東経132度51分4秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鮎崎港	鮎崎から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(北緯34度17分18秒 東経132度55分33秒)まで引いた線、同島カンネ鼻から船島険ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
木ノ江港	高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
御手洗港	御手洗島三角点(449メートル)(北緯34度10分19秒 東経132度50分55秒)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂(88メートル)から310度1, 100メートルの地点

	まで引いた線、同地点から三角島三角点（110メートル）（北緯34度11分36秒 東経132度48分46秒）まで引いた線、同三角点から184度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大西港	七々見山山頂（57メートル）から長島三角点（74メートル）（北緯34度15分59秒 東経132度52分18秒）まで引いた線、同三角点から長九郎鼻まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神（北緯34度14分57秒 東経132度54分5秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
蒲刈港	太平山山頂から95度に上蒲刈島まで引いた線、下蒲刈島白埼から80度5,200メートルの地点まで引いた線、同地点から107度2,600メートルの地点まで引いた線、同地点から上蒲刈島三埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

図1（港の区域）



港の区域の確認や作業区域の作図には、インターネット上で使用できる「海しる」が便利ですのでご活用下さい。

海しる URL : <https://www.msil.go.jp/>



4 特定港における規制等

港長は、特定港においては次のような規制を行い、港内における船舶の動静の把握、危険物積載船舶の指揮監督等を行い、港内における船舶交通の安全及び港内の整理整頓を図っています。

(1) 許可

- ・ 港内移動（法第6条）
- ・ 危険物の荷役、運搬（法第22条）
- ・ 私設信号の設定（法第28条）
- ・ 工事・作業（法第31条第1項）
- ・ 行事（法第32条）
- ・ 竹木材の水上荷卸、いかだ運行、いかだ係留（法第34条）

(2) 命令・指揮

- ・ びょう地の指定（法第5条第2項）
- ・ 係留施設の使用の制限、禁止（法第5条第6項）
- ・ 修繕、係船に対する措置（法第7条）
- ・ 船舶に対する移動命令（法第10条）
- ・ 停泊の制限（法第10条、規則第6条）
- ・ えい航の制限（法第19条、規則第9条）
- ・ 危険物積載船舶に対する措置（法第21条）
- ・ 水路保全の措置（法第23条）
- ・ 工事・作業等の許可に対する措置（法第31条第2項）
- ・ 漁ろうの制限（法第35条）
- ・ 灯火の制限（法第36条）
- ・ 喫煙等の制限（法第37条）
- ・ 船舶交通等に関する制限（法第38条）
- ・ 原子力船に対する制限（法第40条）

(3) 届出

- ・ 入出港届（法第4条）
- ・ 係留施設の使用届（法第5条第5項）
- ・ 移動の届（法第6条第2項）
- ・ 修繕、係船の届（法第7条第1項）
- ・ 海難発生時の報告（法第24条）
- ・ 進水、入きよ届（法第33条）
- ・ 管制航路航行予定時刻の通報（法第38条）

第4 工事・作業

1 工事・作業許可

(1) 根拠

港則法

第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 申請義務者

- ① 工事又は作業の実施責任者（工事作業の実施について指揮監督する権限を有する者。）
- ② 請負契約を結んで工事作業を実施する場合は、原則として元請業者

(3) 様式

第9号様式（資料編参照）

工事、作業、行事の様式が共通になっていますので、表題は工事・作業の場合は「工事・作業許可申請書」、作業のみの場合は「作業許可申請書」と不要部分を削除して記載して下さい。

また、様式の中のカッコ書きしている部分は参考ですので、作成に際しては記載の必要はありません。

(4) 提出部数

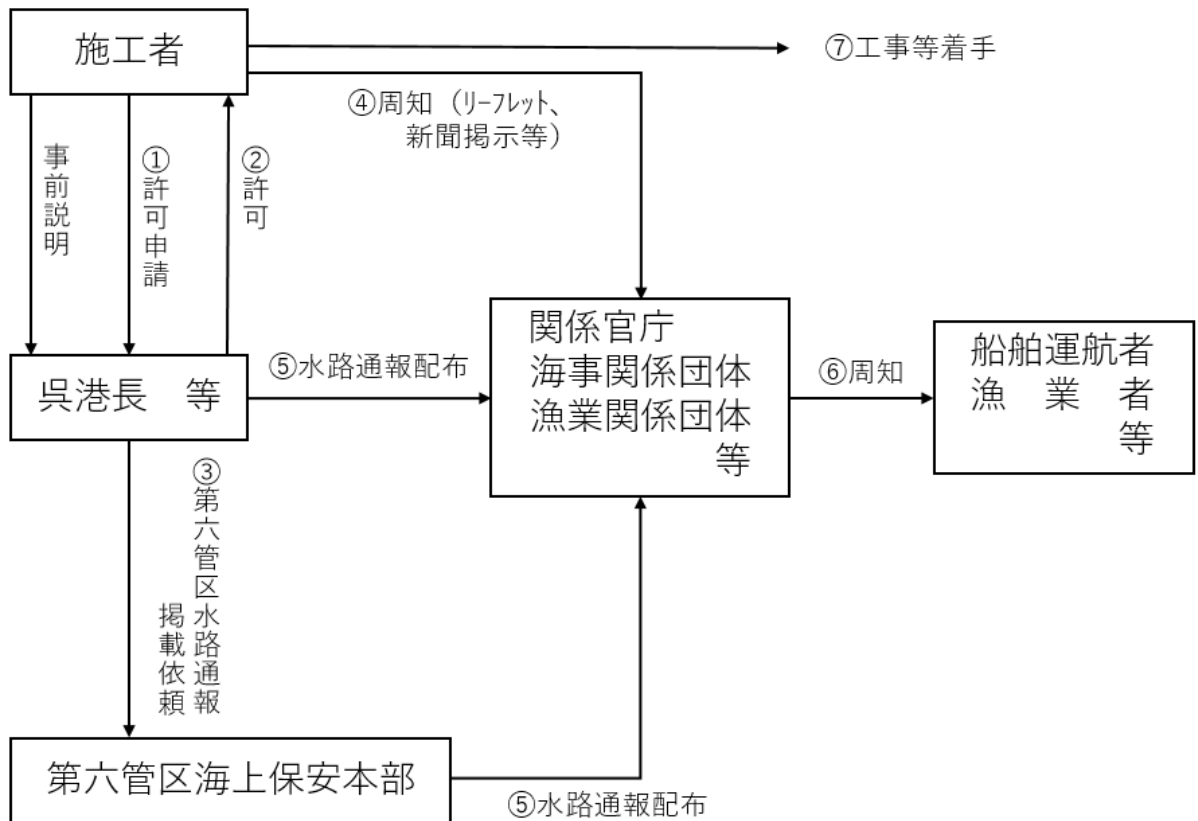
1部提出して下さい。

(5) 提出期限

原則として、工事・作業に着手する 30日前までに提出して下さい。

これは、港長が申請の内容を審査検討する必要があるうえ、内容によっては一般船舶の交通を制限したり、水路通報等により海域利用者に周知を図る必要があるためです。

(6) 許可申請から工事着手までの手続き及び関係先周知にかかるフローチャート



(7) 留意事項

- ① 法第31条の「港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響のある港域外の範囲をいいます。
- ② 「工事」と「作業」には明確な区分はありませんが、事務処理上は、工事とは行為の行われた場所において将来的に施設が存在するなどして、そのこん跡を残すもの、作業とはこん跡を残さないものとして区分しています。
- ③ 一般的に工事又は作業と呼ばれるもので、船内における清掃作業、機関修理作業、橋梁の路面上等で行う行為等その影響が当該船内や陸上部に限られるもので港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役（起重機船を使用した荷役を除く。）等港内で通常行われる行為については工事・作業に該当しません。
- ④ 通常の漁労活動（底びき網の操業、刺し網の設置等）は作業に該当しませんが、定置網、のり養殖棚、かき養殖筏、真珠養殖筏、生け簀等の漁業に関する工作物を設置する場合は、工事又は作業に該当します。
- ⑤ 潜水して作業する場合は、器具を用いると否とにかかわらず、作業に該当します。
- ⑥ 水面上における橋梁築造・補修、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から海面上に工作物が張り出す場合も、本条の許可の対象となります。
- ⑦ 特定港内において他の船舶、いかだ、その他の物件を引いて航行する場合

は、港則法施行規則第9条第1項により「引船の船首から被えい航物件の後端までの長さが200メートルを超えないこと」と制限されており、これを超えてえい航作業を行う場合は許可が必要となりますが、工事・作業許可申請にこれらの内容及び安全対策等を記載している場合は、工事・作業の許可を受けることをもって、本条項のえい航制限が免除されたものとして取扱います。

⑧ 法第31条第2項の港長の命ずる措置には、次のようなものがあります。

ア 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を明示する標識の設置

イ 油の流出又は貨物等の散乱を防止するために必要な措置

ウ 浚渫埋立等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置

エ 潜水作業が行われる場合の他船の接近を警戒、防止するための措置

オ 船艇清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置

カ その他、必要に応じて実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更等

⑨ 許可を受けた内容を変更したり、変更事項が生じる場合は、予め「工事・作業変更許可申請書」を1部提出し、港長の許可を受けて下さい。

2 申請書記入要領

(1) 目的及び種類

発注者からの工事名称をそのまま記載しないで、工事・作業の目的と海上で行う工事の種類等を次のように簡潔明瞭に記載して下さい。

記入例

ア 地震で被災した呉港・・・岸壁を修復するため、上部工を撤去して、型枠工、コンクリート工、前面捨石工、上部工、防舷材取付工等を行います。

イ 呉港・・・突堤※ ※ 岸壁前面海域の水深を一メートルに維持するため、クラブ指揮浚渫船による、維持浚渫工事を行うものです。

ウ ...岸壁の損傷状況を調査するため、潜水作業（フーカー式、1名）を行うものです。

エ 目的：※ ※ 岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき
※ ※ 防波堤を築造するものです。

種類：防波堤築造の第1期工事として床掘り、土砂の置き換え、基礎捨石工を施行するものです。

{発注者 呉市※ ※ 局※ ※ 部}

(2) 期間及び時間

契約工期を記入するものではなく、実際に海上で工事・作業を行う期間及び時間を次のように記載して下さい。

1ヶ月以上の長期に及ぶ工事・作業を行う場合、工事の進展に伴い工事の種類が変わる場合等は、工程表を添付して下さい。

また。予備日も含めて記載し、夜間に工事等を行う場合は、工種毎に作業時間を記載して下さい。

記入例

ア 令和・年・月※ ※ 日～令和・年・月※ ※ 日（別添工程表参照）
（予備日・月※ ※ 日～・月※ ※ 日）

時間 日出～日没（夜間作業がある場合、時間を詳細に記載してください）

なお、型枠工施工時は日出～2000

イ 令和・年・月※ ※ 日～令和・年・月※ ※ 日（別添工程表参照）
（予備日・月※ ※ 日～・月※ ※ 日）

(3) 区域又は場所

① 区域は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

② 区域、を表す場合は、緯度、経度を用いた座標で表示して下さい。（前記「海しる」を活用下さい。）

なお、緯度、経度による表示が困難な場合は、海図に表示されている灯台等著名物標からの方位、距離で記入して下さい。

灯台名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等移動するものは基点に使用しないで下さい。

③ 必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付して下さい。

なお、添付図面を作成する上で、前記「海しる」での作成を推奨するほか、海図のコピーを使用しても差支えありません。

記入例

ア 呉港・区※ ※ 岸壁前面海域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

ア 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

イ 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

ウ 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

エ 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

（・・・度・・・分の表示でも可）

イ 区域が円の場合

呉港・区※ ※ 防波堤南側海域

北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒の位置を中心とする半径※ ※ ・メートルの円内海面

(4) 方法

① 工事・作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面等を用いて、簡潔明瞭に記入して下さい。

② 工事・作業の方法及び手段については、当該工事・作業が船舶交通に及ぼす影響が検討材料となりますので、作業船の配置、工事の手順、工作物の設

置状況等に主眼をおいて記載し、品質・施工管理的な記述は重要ではありません。

- ③ 火薬類を使用する工事・作業は、爆破による影響の範囲等（火薬類の保安距離等）を詳細に記載して下さい。

なお、呉港で火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、別途、危険物荷役・運搬許可を受けて下さい。

- ④ 潜水作業については、潜水方式、潜水者数、通話方式、潜水深度等を記入して下さい。

- ⑤ 作業船（起重機船等※警戒船除く）の配置により付近航行船舶の可航幅が著しく狭くなる工事・作業については、図面等に作業船の配置、アンカーの投入場所、標識の設置場所等を明記するとともに、可航海域の幅員、アンカーワイヤーの水深等も記入して下さい。

なお、付近を航行する最大船舶等の大きさ等も把握しておいて下さい。

- ⑥ 足場等の工作物を海面に張り出して設置する場合、橋梁下部に吊るす場合等は、張り出す形状・長さ、海面までの高さ等を図面等を用いて記載して下さい。

- ⑦ 作業船（起重機船等※警戒船除く）が工事作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの稼働隻数、のべ隻数を記載して下さい。

- ⑧ ケーソン等長大物をえい航する場合は、えい航形態、えい航全長、警戒船配置、運行経路を図面等を用いて記載して下さい。

- ⑨ 工事・作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数、船舶の大きさ（全長、全幅、喫水）、船舶番号又は船舶検査済票の番号、能力（えい船は機関馬力、警戒船は速力、起重機船は吊り能力、土運船は積載量及び廃棄物排出船登録番号）、連絡先等を一覧表等にして下さい。

記入例					
用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶番号	能力・装備等
起重機船	△△丸	—	50×20×5m	—	200 トン吊り
えい船	□□丸	100 トン	30×10×3m	123456	300 馬力 VHF
警戒船	※ ※ 丸	30 トン	15×5×3m	295-4321	15 ノット Tel : 090-0000-0000

(5) その他（事故防止措置等）

- ① その他の項目には、許可を受けようとする工事・作業の事故防止措置のほか、付近航行船舶に対する安全対策等を記入して下さい。

- ② 事故防止措置（安全対策）としては、次のような事項を記入して下さい。

・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制

- ・作業区域の標識、工作物の標識
 - ・作業船（起重機船等）の灯火・形象物及びアンカーワイヤー等の標示
 - ・警戒船の配備、警戒船の管理運用要領
 - ・荒天時等の工事・作業の中止基準
 - ・緊急時の連絡体制
 - ・関係先との調整状況及び周知状況
 - ・作業船（起重機船等）の夜間停泊状況及び荒天時の避難先
 - ・夜間作業がある場合は照明の規模・配置、警戒体制、緊急時の体制
- ③ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記入して下さい。
- ・海洋汚染防止に関する措置
 - ・変更時の手続き、完了届に関すること
- ④ 工事作業の種類、施工場所、工事等の規模により異なりますが、次のような記入例を参考にして記載して下さい。

3 磁気探査、警戒船配備等

(1) 磁気探査

浚渫、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための探査を行い、工事に着工するまでにその成果を提出して下さい。

なお、過去に磁気探査を実施している場合など、省略できる場合がありますのでご相談下さい。

(2) 標識の設置

工事・作業等に使用する灯浮標の形状、灯質等については、「浮標識を定める告示（昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号）」に準じて取扱い、工事・作業に伴って設置する標識は、その他の「特殊標識」に該当し、下表のとおり定められた灯質の標識を設置する必要があります。

灯浮標の光度が15カンデラ以上の場合は、航路標識法に基づく許可を必要とする場合がありますので、事前に呉海上保安部交通課へお問い合わせ下さい。

また、標識を設置する場合は申請書に維持管理の方法を記載し、標識には管理者名を明記して下さい。

設置場所	塗色	灯質		頭標	備考
		灯色	周期等		
①工事作業区域 ②航泊禁止区域 ③花火大会の 行事区域等	黄	黄	単閃光 3～4秒に 1閃光	X型	光達距離は、付近の海上交通の実態、付近の地形（背景光等）を考慮して適切なものとして下さい。

海上構造物 例) シーバース ボーリング用 波浪観測用	—	白	モールス 毎 8 秒に U (・・—)	光達距離は、上記に同じ。 ただし、航泊禁止区域の 中に設置する場合等は上 記の黄色の特殊標識とし て下さい。
のり養殖いかだ カキ養殖いかだ	黄	黄	4 秒に 1 閃光	設置間隔、灯高、光達距離 は、漁業法第 122 条に基 づき広島県の漁場標識設 置基準に従って設置して 下さい。
①防波堤先端 ②潜堤(海面下の 消波堤等)	水路等の入口付近では、側面標識(右舷、左舷)等を設置する 必要がありますので、事前に海上保安部交通課と調整して下 さい。			

(3) 警戒船の配備

港内や港の付近は船舶交通が輻輳しているため、工事・作業を行うに当たっては、通航船舶が工事・作業区域に侵入して作業船と衝突したり、工事・作業により可航幅が狭められた海域で通航船舶が衝突したり、乗揚げたりする等の工事・作業に伴う事故の防止には特に注意を払う必要があります。(事故発生蓋然性が高いということだけでなく、一旦発生した場合には思わぬ重大事故につながる恐れがあります。)

このため、次のような工事・作業を行う場合は、警戒船を配備して事故の防止に努めて下さい。(工事区域への侵入を静止したり、交通整理をします。)

- a) 港長公示による交通制限を行う工事・作業
- b) 航路、航路周辺海域等で行う工事・作業
- c) 爆破、潜水等危険度の特に高い工事・作業

上に例示したもの以外の工事・作業を行う場合においても、実施海域の地形や船舶交通の状況などを考慮し、必要に応じて警戒船を配備して下さい。

また、長期にわたる工事・作業や複数の警戒船を配備して行うものなどについては警戒船管理運用要領を定め、警戒業務管理者を配置して、その実施・連絡体制をより明確にしておいて下さい。

なお、警戒船の業務及び性能並びに警戒業務管理者の業務については、次のとおりです。

① 警戒船の業務

警戒船の主な業務は次のとおりですが、警戒船には、船長のほか、警戒業務に専従する方(専従警戒要員)を1名配置して下さい。(船長との兼業不可)

- a) 工事・作業及び航行制限の内容に関する情報を通航船舶へ通報すること。
- b) 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- c) 工事・作業区域内の施設及び工事・作業に従事する船舶に異常接近する船

船等の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。

d) 工事・作業区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。

e) 工事・作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと。

②警戒船の性能

a) 堪航性

警戒船が配備される海域において予想される気象・海象条件の下で、警戒業務を適切に実施するために十分な 航性、居住性等を有すること。

b) 速力

移動しながら行われる工事・作業	移動せずに行われる工事・作業
作業船の工事・作業における速力に3ノットを加えた速力、又は工事・作業区域を航行する船舶の速力の平均のうち、大きいほうの速力以上の速力	工事・作業区域付近を航行する船舶の速力の平均以上の速力

c) 設備等

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	必要に応じて装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事・作業現場、警戒業務管理者及び関係海上保安署との連絡(間接的な連絡でも可)が可能な無線設備又は携帯電話	超短波無線電話 (国際VHF) 船舶電話
監視機材	双眼鏡	レーダー又はAIS送受信機
注意喚起機材	拡声器、手旗及び赤旗(1m×1m)並びに信号等又は探照灯	探照灯、サイレン、国際信号旗、テープレコーダー
表示機材	警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火 (青色閃光灯又は青と白の閃互光灯)	電光表示板
その他	関係する海域の海図及び海事法令集	消火ポンプ、関係する水路通報、航行警報等

③警戒業務管理者の業務

警戒業務管理者の主な業務は次のとおりです。

なお、必要に応じて、警戒業務管理者を補佐する方(警戒業務管理補助者)

を置き、警戒業務の適切な管理に努めて下さい。

- a) 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。
- b) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し、必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- c) 警戒の実施に関し、警戒船、関係海上保安官署との連絡に関すること。
- d) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事・作業の内容の周知に関すること。
- e) 警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- f) その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。

(4) 海洋施設設置届

海域に海洋施設（人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来ができないもの）を設置しようとする者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3第1項に基づき、呉海上保安部長にその設置の日の30日前までに「海洋施設設置届」の提出が必要となりますので、ボーリング檣、作業台等を設置する場合はご注意ください。

(5) 水路の保全

海上において工事・作業を行う場合は、水深の減少、廃油等の投棄、推進器等の損傷、船舶交通の流れの阻害等を防止するため、船舶が通航する水路を保全しなければなりません。

このため、工事・作業の実施責任者は、資機材の脱落・流出防止の措置を講ずるとともに、安全教育においては作業従事者に十分徹底しておく必要があります。

港則法

第23条

- 1 何人も、港内又は港の境界外1万メートル以内の水面においては、みだりにバラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない。
- 2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱する虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。
- 3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞のある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

なお、工事に伴い水深が変化するような場合は、所定の水深を維持していることを確認するための水路測量を行う必要があるほか、新たな工作物を設置した場合や、海図に記載されている水深に変化を生じた場合は、海図補正の手続

きを行う必要があります。

海図補正の手続き事務は、次へお問い合わせ下さい。

第六管区海上保安本部海洋情報部 電話082-251-5111（代表）

また、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律には、船舶、海洋施設等からの油や廃棄物の排出の規制がありますので、海洋汚染の防止に十分配慮して施工して下さい。

(6) 利害関係者との調整

埋立造成、工作物の設置工事・作業を実施する場合は、事前に利害関係者に対し工事方法等を十分説明し、工事・作業が円滑に行えるように調整して下さい。

なお、その結果については簡潔に記載しておいてください。

記入例

- ・隣接する※ ※ バースには大型船が離着桟しますので、同バースを借り受けている△△海運と毎日・・時に打ち合わせを行い、翌日の離着桟予定と工事・作業内容の調整を行います。
- ・隣接する※ ※ バースには△△運輸の定期船が離着桟しますので、離着桟に支障がある場合、作業を一時中断して作業船を退避させるよう調整しております。
- ・隣接して工事を行う××建設と協議し、作業区域が重複しないよう調整済みです。

第5 その他

1 行事許可

(1) 根拠

港則法

第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請義務者

行事实施責任者（行事の実施について全般の指揮監督をする権限を有する者）

(3) 様式、第13号様式

様式は、工事、作業、行事が共通となっていますので、表題を「行事許可申請書」として提出して下さい。

(4) 提出部数

1部提出して下さい。

(5) 提出時期

行事を実施するまでに、海域利用者等に周知が行えるよう十分余裕をもって申請して下さい。

特に航行制限を行う必要がある場合は、事前に港長との調整のうえ 30日 前までに提出して下さい。

(6) 留意事項

行事とは、端艇競争、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

参加する船艇が少数であっても、水面を占有（ブイの設置等）したり、船隊を組むなどして、通常の航行形態とは異なった形で航行する場合は、本条の行事に該当します。

(7) 記入要領

記入申請の作成に当たっては、工事・作業の項を参考にして次のように記載して下さい。

① 目的及び種類

行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載して下さい。

記入例

- ・ 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- ・ 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- ・ 帆走技術向上及び親睦のための第・回※ ※ 杯ヨットレース大会
- ・ 第・回海の祭典協賛行事のためのモーターボート試走展示会

② 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時刻を次のように記載して下さい。

行事開始前の作業及び終了後の後片づけ等で海面を占有する場合の時間を含めて下さい。

なお、数日間にわたる行事については、そのスケジュール表を添付して下さい。

記入例

令和・年・月※ ※ 日 ※ ※ ※ ※ ～※ ※ ※ ※
(予備日 令和・年・月※ ※ 日 ※ ※ ※ ※ ～※ ※ ※ ※)
(詳細なスケジュールは別添のとおり)

③ 区域又は場所

行事の行われる場所又は経路を次のように記載し、位置図及び経路図等を必ず添付して下さい。

区域等を表す場合は、緯度、経度を用いた座標で表示し、行事の行われる範囲を明確に記載して下さい。(前記「海しる」を活用下さい。)

なお、緯度、経度による表示が困難な場合は、海図に表示されている灯台等著名物標からの方位、距離で記入して下さい。

基点は、灯台等の海図に記載された著名物標からの方位、距離を基に、行事

の行われる範囲を明確に記載して下さい。

記入例

呉港・区※ ※ 岸壁前面海域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

ア 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

イ 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

ウ 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

エ 北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒

(・・・度・・・分・・・秒の表示でも可)

区域が円の場合

呉港・区※ ※ 防波堤南側海域

北緯・・・度・・・分・・・秒、東経・・・度・・・分・・・秒の位置を中心とする半径※ ※ ・メートルの円内海面

④方法

行事の方法を順を追って具体的に記載し、実施計画書等を作成した場合は添付して下さい。

行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船舶及び航行速力のほか、旗流信号、音響信号等を使用する場合並びに設置する工作物の形状等も記載して下さい。

⑤その他（事故防止措置等）

概ね、次の事項等について記載して下さい。

なお、作成に当たっては工事・作業の項の記入例を参考にして下さい。

ア 現場における責任者の住所氏名・連絡先

イ 指揮系統及び連絡方法

ウ 行事参加者に対する危険防止措置、救命胴衣の着用

エ 他船に対する警戒措置等

オ 行事の中止基準

カ 緊急連絡体制

キ 関係先に対する周知状況

ク 標識等の形状

2 海上交通安全法に基づく工事・作業の許可、届出等

(1) 根拠

海上交通安全法（抜粋）

（航路及びその周辺の海域における工事等）

第40条

次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な

行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りではない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域として重複している海域を除く）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ）をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ一時的に行われるものであると認められること。

3～6 省略

7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ）が第一項各号に掲げる行為（同項のただし書きの行為を除く）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもって同項の規定による許可があったものとみなす。

8 省略

（航路及びその周辺海域以外の海域における工事等）

第41条

次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りではない。

一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く）において工作物の設置をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあった日から起算して30日以内に限り、当該届出をした者に対して、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

二 当該届出に係る行為に係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3 省略

4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為（同項ただし書きの行為を除く）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

5～6 省略

(2) 許可申請（第40条）、届出（第41条）義務者

本法が適用される海域において、工事・作業を行おうとする者及び工作物を設置しようとする者（責任を有する者）

(3) 様式

許可申請及び届出書に記載する事項は、同法施行規則第25条及び第27条に記載されておりますが、工事作業許可申請の手引き【様式編】及び【資料編】を参照のうえ、日本産業規格A列4番（A4サイズ）、左とじ、横書きで作成して下さい。

(4) 提出部数

提出部数 **2部**

(5) 提出期限

工事・作業、工作物の設置等を行おうとする始期の**30日前**までに提出して下さい。

(6) 留意事項

① 許可申請、届出は、海上保安庁長官に行うよう規定されていますが、同法第**47条第1項**によりその権限は管区海上保安本部長に委任されていますので、名あてを第六管区海上保安本部長（呉海上保安部長経由）として、呉海上保安部交通課に提出して下さい。

許可申請のあった事項を許可するときは、別途、第六管区海上保安本部長から「許可書」が交付されます。

② 方法、妨害（危険）予防の措置等は、港則法の工事・作業許可申請書を参考にして記載して下さい。

③ 国の機関又は地方公共団体が直轄で実施する場合は、協議（**第40条第7項**）又は通知（**第41条第4項**）として提出して下さい。

④ 通常、工事・作業の実施者とは請負人又は自ら工事を行う者となりますが、工作物の設置者とは工作物の建築主であり、請負契約の注文者又は自ら設置する者となります。

⑤ 特殊な工事、交通制限が必要となる工事及び大規模な工事等については、事前に十分余裕をもってご相談下さい。

3 水路業務法に関連する工事等

(1) 根拠

水路業務法

(水路関係事項の通報)

第19条

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(2) 通報義務者

港則法、海上交通安全法に規定された工事・作業許可申請、届出以外の工事で、海岸線等に変化を生じる工事を行おうとする者（責任を有する者）

(3) 様式

工事届（日本産業規格A列4番 [A4サイズ]、左とじ、横書き）を、工事作業許可申請の手引き【様式編】及び【資料編】を参照のうえ作成して下さい。

記載内容等詳細は、[第六管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係](#)（代表電話：082-251-5111）あてお尋ね下さい。

(4) 提出部数

提出部数 **2部**

(5) 提出期限

工事・作業、工作物の設置等を行おうとする始期までに提出して下さい。

(6) 留意事項

- ① 本法は、水路測量等の成果等を整備し、海上交通の安全確保に寄与することを目的としており、既存の海図を補正する必要がある海岸線、港湾の地形、水深等に変化を生じる工事を行う場合に、通報（届出）しなければなりません。
- ② 深浅測量、ボーリング調査、潜水作業等の作業のみを行う場合は、地形の変更等が伴いませんので、通報（届出）の必要がありません。

(7) 記入事項

港則法の記入要領に準じて記載して下さい。